

登園届（インフルエンザ専用）

水元保育園 園長 殿

組 氏名

____月____日に医師の診断を受け、インフルエンザ____型と診断されました。

このため、____月____日から欠席させていましたが、医師より説明のありました休養期間が経過しましたので、____月____日から登園させます。

受診した医療機関：_____

医 師 名：_____

電 話 番 号：_____

____年____月____日

保護者名 _____ 印

受取日：____年____月____日 受取者：_____

再登園時には以下の点を守られることをお約束いただき、医師から治癒後の登園時期（登園許可）の説明を受けた（〇〇日から登園してもよい旨の説明など）のち、『登園届（インフルエンザ専用）』（保護者が記入）のみの提出で登園可とします。

*登園時の条件は次の通りになります。

- ・発症後 5 日間経過し、かつ解熱後 3 日間経過していること。

例) 2 月 1 日に解熱、2,3,4 日は療養、休養期間となり 5 日から登園可能

- ・処方された抗ウィルス薬の服用を終えていること。

例) タミフルが 5 日分処方され、すべて飲みきっていることなど

- ・(発熱直後などは陽性反応が出ない場合などがあり) 陰性と検査結果が出ても、症状などからインフルエンザと同様の処置を受け、薬などを処方された時は陽性と同等の扱いとし、登園児には「登園届（インフルエンザ専用）」を提出してください。

*受診の際は必ず保育園に通園していること、保育園の登園条件等伝えてください。

*自宅で休養する期間については、必ず医師の指示した期間に従ってください。

*医師から休養期間の明示がない場合や再度受診するよう言われている場合は、必ず受診して医師からの許可をいただいた上で登園してください。

*病気の状況によっては、保育園から直接医療機関へ連絡する場合があります。

*病気の状況によっては、医師の証明書を提出していただく場合があります。

*麻疹・水ぼうそう・おたふくかぜ・百日咳・風疹・プール熱・結核・腸管出血性大腸菌感染症・急性出血性結膜炎・流行性角結膜炎については従来通り治癒証明書が必要になります。